

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
事務局相談機能の構成員派遣に関する料金規程

規程第 3 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)規程第 2 号第 7 条及び第 8 条に基づき、事務局相談機能の構成員(以下「相談員」という。)派遣に関する派遣料金を規定することを目的とする。

(派遣料金)

第 2 条 本規程は、月例会、学習会、セミナー、研修会、個別相談等により相談員を派遣した場合の料金について規定する。

(料金の種類) 相談機能

第 3 条 料金の種類は、次の通りとする。

- (1) 相談員派遣料
- (2) 相談員個別相談料
- (3) 交通費

(料 金)

第 4 条 相談員派遣料の金額は、次に掲げる表 1 の通りとする。

表 1

派遣相談員	1 日当たりの相談員派遣料 (単位 : 円)
1. 医師、弁護士、 2. その他医師、弁護士に準ずるものとして、当団体役職員の推薦のもと事務局が認めたもの 3. 心理職 (臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者)、 看護師・保健師、 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士、 その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準ずると認めたもの 以上のうち、 <u>大学教授の職に従事するもの</u>	63,500円

<p>1. 心理職（臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者）、 看護師・保健師、 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士 その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、 当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準ずると認めたもの、 以上のうち、<u>大学准教授の職に従事するもの</u></p>	<p>40,000円</p>
<p>1. 心理職（臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者） 2. 看護師・保健師 3. 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士 4. その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、 当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準ずると認めたもの</p>	<p>13,300円</p>

2 相談員派遣料の適用については、団体役職員が諸事情を勘案し、決めるものとする。

3 交通費は、原則として旅費規程に準ずるものとする。

第5条 相談員個別相談料の金額は、次に掲げる表2の通りとする。

表2

個別相談員	1時間当たりの個別相談料（単位：円）
<p>1. 医師、弁護士、 2. その他医師、弁護士に準ずるものとして、当団体役職員の推薦のもと事務局が認めたもの 3. 心理職（臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者）、 看護師・保健師、 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士、 その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、 当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準</p>	<p>13,000円</p>

<p>ずると認めたもの 以上のうち、<u>大学教授の職に従事するもの</u></p>	
<p>1. 心理職（臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者）、 看護師・保健師、 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士 その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準ずると認めたもの、 以上のうち、<u>大学准教授の職に従事するもの</u></p>	<p>11,000円</p>
<p>1. 心理職（臨床心理士、家族相談士、産業カウンセラー、その他当団体役職員の推薦のもと事務局が心理職に準ずると認めた有資格者） 2. 看護師・保健師 3. 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士 4. その他、心理・社会福祉・教育分野に長く従事し、当団体役職員の推薦のもと事務局が有資格者に準ずると認めたもの</p>	<p>8,000円</p>

2 個別相談料の適用については、団体役職員が諸事情を勘案し、決めるものとする。

3 交通費は、原則として旅費規程に準ずるものとする。

(相談員への支給額)

第6条 相談員への支給額は、上記規程の表に掲げた額の3分の2相当とする。

2 相談員交通費の支給額は、原則として旅費規程に準ずるものとする。

(委任)

第7条 本規程に定める外、必要な細目事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(改正)

第8条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

本規則は、平成27年6月22日から施行する。